

各位

株式会社みずほ銀行

変額個人年金保険「新ねんきん便り」の取扱開始について

株式会社みずほ銀行(頭取:西堀 利)は、2010年3月1日(月)より、全国の本支店で、変額個人年金保険新商品『新ねんきん便り』(正式名称:年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(10)、引受保険会社:第一フロンティア生命保険株式会社)の取り扱いを開始いたします。

「新ねんきん便り」は、運用期間(10年)経過後の一括受取金額の100%が最低保証され、その最低保証が運用実績に応じてステップアップする商品です。

当行では、万が一に備える死亡保障機能をベースとし、資産運用や受取方法等でお客様の豊かなセカンドライフの実現にお役立ていただける金融商品として、個人年金保険や一時払終身保険、医療保険等の保険商品の取り扱いを行っております。今回取り扱いを開始する変額個人年金保険『新ねんきん便り』は、「運用期間満了時の年金原資額に最低保証が欲しい」、「運用が好調な時の運用成果を確保したい」といったお客様のニーズにお応えすることができる商品です。

『新ねんきん便り』の主な特徴は以下のとおりです。
(商品の仕組み、費用については別紙をご参照願います。)

主な特徴

基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%最低保証

運用実績にかかわらず、運用期間(10年)満了時の年金原資の一括受取に際して、基本保険金額(一時払保険料)の100%を最低保証します。

最低受取保証額のステップアップ機能

基本保険金額(一時払保険料相当額)に対する積立金額の割合が110%以上の5%ごとの率に到達すると、最低受取保証額が何度でもステップアップします(*)。

* 運用実績が思わしくなかった場合、最低受取保証額は、基本保険金額の100%の金額のまま、一度もステップアップしないことがあります。

* 運用期間中に解約・減額した場合の解約返還金額には、最低受取保証はありません。

運用環境への機動的な対応

特別勘定は、「収益期待資産」と「短期金融資産」の配分比率を毎日見直すことで資産価格の「変動率(資産の値動き)」を一定範囲に保つようリスクをコントロールし、長期的な収益の確保を目指します。また、この運用に加え、長短金利差を活用した運用を行うことで追加的な収益の確保を目指し、最低受取保証額がステップアップする可能性を高めます。

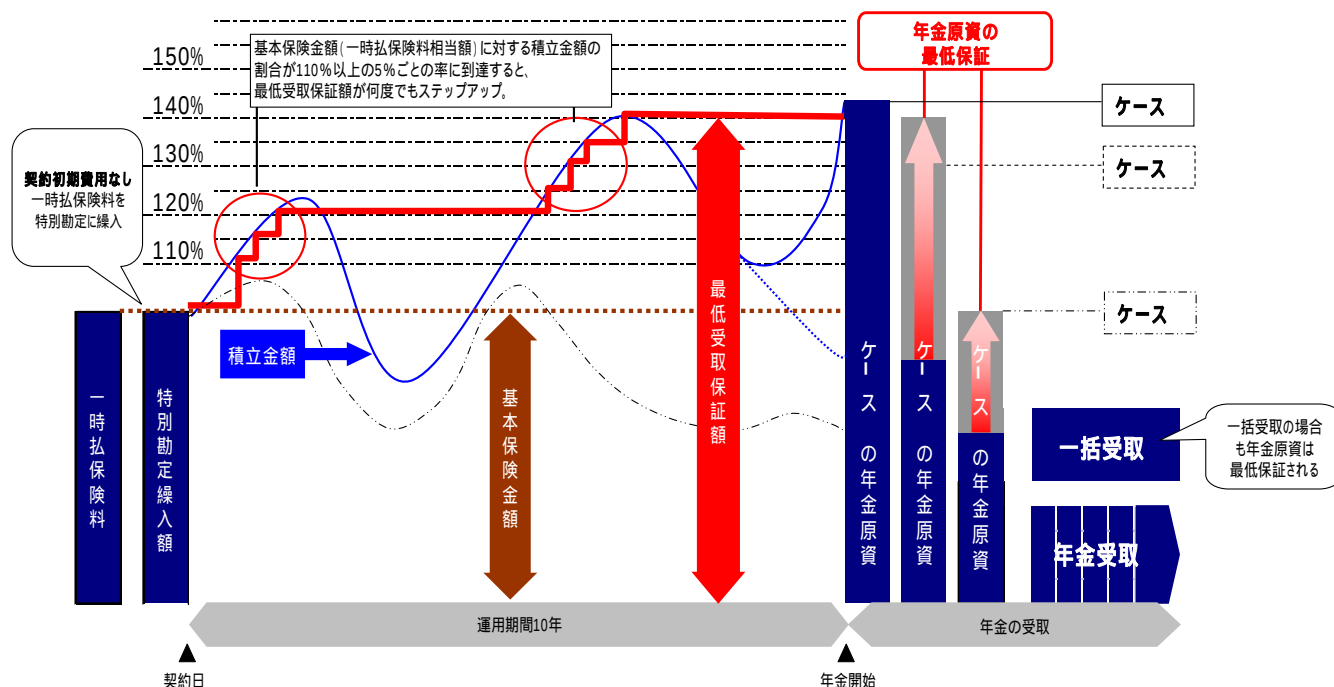
【変額個人年金保険のご留意事項】

- 保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、ご契約の主体はお客様と保険会社になります。
- 本商品は、年金額や解約返還金額が特別勘定資産の運用実績に基づいて変動する仕組みの生命保険(変額個人年金保険)です。
- 特別勘定の資産運用には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなどの投資リスクがあり、ご契約者および受取人はこれらのリスクを負うことになります。したがって、運用成果によっては、お受け取りになる年金や解約返還金等の合計額が、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額(最低保証を含む)、積立金額、解約返還金額および将来の年金額等が削減されることがあります。

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客様の幅広いニーズにお応えしてまいります。

以上

『新ねんきん便り』の仕組み(イメージ図)



上記はイメージ図です。

運用期間中に被保険者が死亡された場合には、死亡時の積立金額または最低受取保証額のいずれか大きい金額が死亡給付金として支払われます(一時払保険料相当額が最低保証されます)。
仕組み図のケース ~ の場合の年金原資額については以下のとおりです。

ケース

最低受取保証額が140%までステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を上回った場合
年金原資額 = 積立金額

ケース

最低受取保証額が140%までステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を下回った場合
年金原資額 = 最低受取保証額

ケース

最低受取保証額がステップアップすることなく、積立金額が最低受取保証額を下回った場合
年金原資額 = 一時払保険料相当額

ご契約のお取り扱い

契約年齢	0歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢)
基本保険金額(一時払保険料)	200万円以上5億円以下(1万円単位)
告知	ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
据置(運用)期間	10年のみ
年金の種類	・確定年金(3～7年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年) ・死亡時保証金額付終身年金 ・10年保証期間付終身年金

特別勘定	収益期待資産、短期金融資産、収益の上乗せ期待部分で構成	
収益期待資産	株式部分	日本株式：20% 外国株式（為替ヘッジなし）：80%
	債券部分	米国債券（為替ヘッジなし・あり）：各 25% 欧州債券（為替ヘッジなし・あり）：各 25%
短期金融資産	コールローン、CD、手形など	
収益の上乗せ期待部分	長短金利差を活用した運用	
契約初期費用	ありません	
保険契約関係費	特別勘定の資産総額に対して 年率2.98%	
資産運用関係費（*1）	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して 年率0.1525%（*2）（税込）程度	
年金管理費	支払われる年金年額に対して1.0%	
解約控除	基本保険金額に対して 5.6%～0.7%（8年未満に解約の場合）	

（*1）資産運用関係費は、特別勘定の資産運用にかかる費用で、投資信託の信託報酬などです。また、上記のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2010年1月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

（*2）特別勘定が主たる投資対象とする国内籍投資信託は外国籍投資信託へ投資を行うため、国内籍投資信託と外国籍投資信託の信託報酬を合算した数値を記載しております。

【変額個人年金保険のご留意事項】

- 保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、ご契約の主体はお客さまと保険会社になります。
- 本商品は、年金額や解約返還金額が特別勘定資産の運用実績に基づいて変動する仕組みの生命保険（変額個人年金保険）です。
- 特別勘定の資産運用には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなどの投資リスクがあり、ご契約者および受取人はこれらのリスクを負うことになります。したがって、運用成果によっては、お受け取りになる年金や解約返還金等の合計額が、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額（最低保証を含む）、積立金額、解約返還金額および将来の年金額等が削減されることがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用の「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。